

議案 1

1 届出内容

(届出年月日：令和 7 年 1 月 17 日、条例審議：令和 6 年 11 月)

名 称	(仮称) ハローズ砥堀店：新設		
所 在 地	姫路市砥堀字梨ノ木 185 番ほか		
設 置 者	株式会社ハローズ		
施設の用途	物品販売店（スーパーマーケットほか）		
新設年月日	令和 7 年 9 月 18 日		
店 舗 面 積	3, 070 m ²		
延べ面積、建築面積、敷地面積	4, 320 m ² 、4, 437 m ² 、13, 647 m ²		
用途地域等	準工業地域		
営業時間帯	午前 0 時から翌午前 0 時まで		
駐 車 場	利用時間帯	午前 0 時から翌午前 0 時まで	
	収 容 台 数	143 台	夜間利用制限 有（112 台）
	出入口の数	出入口 3 箇所、出口 1 箇所、入口 1 箇所	
駐輪収容台数	88 台		
荷さばき施設	利用時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで	
	面 積	100. 0 m ²	
廃棄物等保管容量	55. 3 m ³		

2 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 143 台を確保する。

〔指針式〕

$$3.070 \text{ 千 m}^2 \times 1,227.2 \text{ 人/千 m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 65\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \times \text{平均駐車時間係数 } 0.781 \div 143 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕

$$3.070 \text{ 千} \text{ m}^2 \times 1,227.2 \text{ 人/千} \text{ m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 65\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \approx 184 \text{ 台/h}$$

○方面別の来退店経路

商圈（店舗を中心に半径 1.5km）を 5 方面に分け、各方面別の世帯数比で 184 台/h を各経路に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	301	6.0	各 11
②	891	17.7	各 33
③	2,300	45.8	各 84
④	1,057	21.0	各 39
⑤	475	9.5	各 17
計	5,024	100.0	各 184

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔地点 1～3 交差点：令和 5 年 12 月 18 日(月)、17 日(日)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 184 台/h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	平 日		休 日		下線部は 経路上の車線
	現況	将来	現況	将来	
地点 1 交差点 (砥堀南) 平：7 時台 休：16 時台	0.451	0.603	0.324	0.399	
	0.496	0.605	0.316	0.327	北流入左直
	0.495	0.605	0.316	0.328	北流入直右
	0.407	0.411	0.369	0.373	南流入左直
	0.407	0.411	0.370	0.374	南流入直右
	0.455	0.853	0.300	0.659	西流入左直右
	0.485	0.569	0.293	0.378	東流入左直右
地点 2 交差点 (砥堀駅前) 平：17 時台 休：13 時台	0.268	0.332	0.247	0.308	
	0.253	0.270	0.209	0.227	北流入左直右
	0.287	0.331	0.307	0.350	南流入左直右
	0.013	0.013	0.033	0.033	西流入左直右
	0.358	0.516	0.211	0.350	東流入左直右
地点 3 交差点 (砥堀) 平：8 時台 休：16 時台	0.395	0.398	0.373	0.376	
	0.247	0.250	0.231	0.234	北流入直進
	0.323	0.325	0.279	0.281	北流入右折
	0.424	0.430	0.395	0.399	南流入左直
	0.424	0.429	0.394	0.399	南流入直進
	0.360	0.360	0.385	0.385	西流入右左折

ウ 駐車場出入口における右折の交通処理検討

- 現況交通量調査〔地点1～3交差点：令和5年12月18日(月)、17日(日)〕に、上記で算出した新たに発生する自動車台数各184台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法（OECD報告書）により評価。
- 入口における来退店車両の右折に係る遅れの評価は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

（主道路：道路No2 市道砥堀30号線・道路No1 国道312号、従道路：出入口①・入口）

開店後	道路No2 → 出入口①		道路No1 → 入口	
	平日 (17時台)	休日 (12時台)	平日 (22時台)	休日 (22時台)
交通容量	990	1,020	750	670
実交通量	56	56	100	100
余裕交通容量	934	964	650	570
遅れの評価	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない

（2）騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の総合的な予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源 () は夜間のみ	昼間 (dB)		夜間 (dB)	
				環境基準	等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル
A	4.7m	併用住宅	車両走行音 (車両走行音)	60 (C 類型)	52	50 (C 類型)	46
D	4.7m	住宅	廃棄物収集作業音 (車両走行音)		50		43
E	4.7m	住宅	換気扇 (車両走行音)		50		35
G	4.7m	住宅	車両走行音 (車両走行音)		50		48
G'	4.7m	住宅	車両走行音 (冷凍室外機)		49		46
H	4.7m	住宅	車両走行音 (冷凍室外機)		51		49
H'	4.7m	住宅	車両走行音 (冷凍室外機)		49		46
I	1.2m	住宅	車両走行音 (車両走行音)		54		46
J	1.2m	住宅	車両走行音 (車両走行音)		51		40
K	1.2m	住宅	車両走行音 (車両走行音)		45		38
L	1.2m	住宅	車両走行音 (車両走行音)	55 (B 類型)	45	45 (B 類型)	35
M	1.2m	住宅	車両走行音 (車両走行音)	60 (C 類型)	47	50 (C 類型)	38

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

- 全ての地点で環境基準を下回る。
- 基準値を3dB以上下回ることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

② 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	規制基準 (dB)	騒音レベル (dB)
a	4.7m	併用住宅	50 (第3種)	52
a''	4.7m	併用住宅		49
d	4.7m	住 宅		47
e	4.7m	住 宅		39
g	4.7m	住 宅		41
h	4.7m	住 宅		47
i	1.2m	住 宅		48
i'	1.2m	住 宅		47
j	1.2m	住 宅		40
k	1.2m	住 宅		35
l	1.2m	住 宅		33
m	1.2m	住 宅		39

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

- 敷地境界線上の予測地点 (a) で規制基準を超過するが、保全対象である住宅の外壁面上 (a'') は規制基準を下回る。
- 予測地点a'' について、基準値との差が3 dB以内であるが、音源と建物壁面等とは十分な距離が離れており、反射音の影響はないものと考えられる。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

① 廃棄物等の保管の為の施設容量

指針の容量を確保する。(廃棄物保管容量 55.3 m³ > 指針 14.39 m³)

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量 (m ³)	合 計 (m ³)
紙製廃棄物等	1 日	6.39	14.39
金属製廃棄物等		0.22	
ガラス製廃棄物等		0.19	
プラスチック製廃棄物等		6.20	
生ゴミ等		0.95	
その他可燃性廃棄物等		0.44	

② リサイクル品 (再利用対象物) 保管施設

分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・ オープン時や多客の予想される繁忙時には、駐車場各出入口に交通誘導員を配置し、車両のスムーズな誘導と歩行者の安全確保に努める。
- ・ 敷地内には、歩行者用通路を設ける。
- ・ 障害者等用駐車スペースは、店舗入口近くに5台分確保する。

② 防犯・防災対策への協力

- ・ 要請があれば駐車場を避難所として提供する等検討する。
- ・ 営業時間内には、青少年の溜まり場とならないよう、従業員等によって巡回を行う。
また、必要に応じて警察等の関係機関と連携をとり、防犯及び非行防止に努める。

③ 街並みづくり等への配慮

- ・「景観法」、姫路市都市景観条例、姫路市「屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。
- ・計画施設周辺の清掃等、街並みの美化に努める。

3 法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
1 産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物保管基準を遵守し、適正に保管すること。 また、産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、同法による委託基準を遵守すること。	産業廃棄物の保管については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物保管基準を遵守し、適正に保管します。 また、産業廃棄物の運搬及び処分については、同法による委託基準を遵守します。	設置者の対応は妥当と判断する。
2 附帯設備が特定施設等に該当する場合は、法令に基づく手続を行うこと。	附帯設備が特定施設等に該当する場合は、法令に基づく手続を行います。	

4 法第8条第2項の規定により姫路市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

5 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
【兵庫県警察本部交通規制課】 1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に姫路警察署長と調整されたい。 2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。 3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。 4 緑地 見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しないよう配慮されたい。	案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、出入口付近の視距を妨げない箇所に設置します。なお、事前に姫路警察署と調整済みです。 来退店経路及び駐車場利用については、オープン時のチラシ・HP掲載等によってお客さまに周知します。 開店から当分の間及び繁忙日については、必要に応じ、出入口付近に交通誘導員を配置し、安全確保に努めます。また、開店後の状況に応じて、必要な交通誘導員を適宜配置します。 出入口付近には高木等、視距を妨げる緑地は設置しないよう計画します。	設置者の対応は妥当と判断する。

5 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。 荷さばき施設周辺の駐車マスを従業員用に設定するなど、同施設周辺の安全対策を講じられたい。 6 出入口②及び③の交通安全対策 駐車場を利用する車両が、里道の交通を妨げることがないように交通安全対策を講じるとともに交通事故防止を徹底されたい。	営業時間中における荷さばき施設を利用する際には、従業員や交通誘導員等を配置し安全誘導に努めます。 荷さばき施設の周辺の駐車マスは従業員用とする計画です。 出入口②と③には、一旦停止線や注意喚起看板、ハンプ等を設置し、安全確保に努めます。	設置者の対応は妥当と判断する。
【環境整備課】 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努められたい。 2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。 3 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談の上、慎重に判断されたい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談します。なお、本施設では回収ボックスは設置しない予定です。	同上
【道路保全課】 道路法の許認可が必要な場合は、事前協議を行われたい。 計画地内の里道と国道の円滑な交通に支障があれば、関係機関と協議のうえ必要な対策を講じられたい。	道路法の許認可が必要な場合は、事前協議を行います。 計画地内の里道と国道の円滑な交通に支障があれば、関係機関と協議のうえ必要な対策を講じます。	同上
【上下水道課】 1 汚水及び雨水排水処理にあたっては、市（下水道管理者）と十分調整されたい。 2 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備にあたっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。	汚水及び雨水排水処理については、市と協議済みです。 敷地内には雨水貯留施設を設置します。また、雨水を浸透させる緑地も設置し、雨水の流出抑制に努めます。	同上
【総合治水課】 1 総合治水条例第 11 条により、規模が 1 ha 以上であって、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、その開発行為をあらかじめ届け出る義務があるため、姫路土木事務所と事前に協議されたい。	雨水の浸水対策として、敷地内には雨水貯留施設を設置することで、姫路土木事務所と協議済みです。	同上

2 同条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 3 同条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 4 今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、総合治水条例第 44 条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。	雨水の浸水対策として、敷地内には雨水貯留施設を設置します。 雨水の浸水対策として、敷地内には雨水貯留施設を設置します。 室外機や電気設備は、屋根上に配置し、浸水による被害を軽減する耐水機能の維持に努めます。	設置者の対応は妥当と判断する。
【都市政策課】 1 都市政策 施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めることとなっているので留意されたい。 誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。 また、チェック&アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。 2 緑化 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 ㎡以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。 また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 ㎡以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。 加えて、壁面緑化については、計画どおりに生育していない事例が見られることから、基盤造成型や生育実績のある製品の使用など、確実に生育が見込まれる	高齢者等が安全かつ快適にご利用いただけるよう、施設の整備及び運営に努めます。また配慮の状況を公表するよう努めます。 福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度及び、ひょうご県民ユニバーサル認定制度の活用を検討するなど誰もが利用しやすい施設整備に努めます。 環境の保全と創造に関する条例の緑化基準に従い計画しております。建築物等緑化計画届出については、手続済みです。なお、壁面緑化については、仕様等に配慮するとともに、適切な維持管理に努めます。	同上

仕様とするとともに、適切な維持管理に努められたい。 なお、緑化後の生育実態等を踏まえ、緑化基準の見直しを行い、令和6年4月1日から施行しているので留意されたい。 3 景観及び屋外広告物 本事業計画には、景観法、姫路市景観条例、姫路市屋外広告物条例が適用される。 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。	景観法、姫路市都市景観条例、姫路市屋外広告物条例を遵守します。また、申請等は手続済みです。	設置者の対応は妥当と判断する。
--	--	------------------------

6 法第8条第4項の規定による意見（案）

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	次の留意事項を付記する。 - 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 - 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 - 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。 - 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 - 近隣の居住者等から騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。 - 計画された緑化部分、とりわけ壁面の緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案2

1 届出内容

(届出年月日：令和7年2月12日、条例審議：令和6年12月)

名 称	(仮称) マックスバリュ稲美店：新設			
所 在 地	加古郡稲美町六分一字百丁歩 1362 番地 50 ほか			
設 置 者	キング醸造株式会社			
施設の用途	物品販売店（スーパーマーケットほか）			
新設年月日	令和 7 年 10 月 13 日			
店 舗 面 積	2, 573 m ²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	3, 626 m ² 、4, 104 m ² 、10, 562 m ²			
用途地域等	工業地域			
営業時間帯	午前 7 時から翌午前 0 時まで			
駐 車 場	利用時間帯	午前 6 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで		
	収 容 台 数	112 台	夜間利用制限	無
	出入口の数	出入口 2 箇所		
駐輪収容台数	74 台			
荷さばき施設	利用時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで		
	面 積	81. 0 m ²		
廃棄物等保管容量	37. 3 m ³			

2 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 112 台を確保する。

[指針式]

$$2.573 \text{ 千 m}^2 \times 1,023 \text{ 人/千 m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 80.0\% \\ \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \times \text{平均駐車時間係数 } 0.736 \approx 112 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕

$2.573 \text{ 千} \text{ m}^2 \times 1,023 \text{ 人/千} \text{ m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 80.0\%$

$\div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \div 152 \text{ 台}$

○方面別の来退店経路

商圈（店舗を中心に半径 1.0km）を 6 方面に分け、各方面別の世帯数比で 152 台/h を各経路に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	1,437	25.4	各 39
②	117	2.1	各 3
③	387	6.8	各 10
④	702	12.4	各 19
⑤	2,155	38.0	各 58
⑥	870	15.3	各 23
計	5,668	100.0	各 152

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔交差点 1・3：令和 6 年 6 月 23 日(日)、24 日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 152 台/h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	平 日		休 日		下線部は 経路上の車線
	現況	予測	現況	予測	
地点 1 交差点 (岡) 平：17 時台 休：12 時台	0.492	0.542	0.404	0.454	
	0.459	0.500	0.377	0.416	北流入左直
	0.066	0.071	0.058	0.062	北流入右折
	0.497	0.570	0.534	0.603	南流入左直
	0.133	0.148	0.115	0.128	南流入右折
	0.420	0.420	0.223	0.223	西流入左直
	0.255	0.298	0.215	0.252	西流入右折
	0.591	0.597	0.292	0.297	東流入左直
	0.193	0.193	0.087	0.087	東流入右折
地点 3 交差点 (秋田) 平：17 時台 休：11 時台	0.482	0.534	0.407	0.459	
	0.565	0.636	0.527	0.598	北流入左直
	0.003	0.003	0.018	0.019	北流入右折
	0.373	0.423	0.399	0.449	南流入左直
	0.094	0.102	0.065	0.071	南流入右折
	0.204	0.204	0.132	0.132	西流入左直右
	0.537	0.575	0.356	0.393	東流入左直右

ウ 無信号交差点及び駐車場出入口における右折の交通処理検討

現況交通量調査〔地点 2 交差点：令和 6 年 6 月 23 日(日)、24 日(月)〕に、新たに発生する自動車台数各 152 台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法（OECD 報告書）により評価。

無信号交差点及び駐車場出入口における来退店車両の右折に係る遅れの評価は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：県道 384 号、従道路：町道 549 号線)

開店後	県道 384 号 → 町道 549 号線		町道 549 号線 → 県道 384 号	
	平日 (17 時台)	休日 (12 時台)	平日 (17 時台)	休日 (12 時台)
交通容量	660	710	184	146
実交通量	83	78	104	70
余裕交通容量	577	632	80	76
遅れの評価	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない

(主道路：町道 549 号線、従道路：出入口②)

開店後	町道 549 号線 → 出入口②	
	平日 (17 時台)	休日 (17 時台)
交通容量	1, 150	1, 170
実交通量	77	77
余裕交通容量	1, 073	1, 093
遅れの評価	滞留しない	滞留しない

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の総合的な予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源 () は夜間のみ	昼間 (dB)		夜間 (dB)	
				環境基準	等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル
A	1.2m	事業所住宅	車両走行音 (車両走行音)	60 (C 類型)	50	50 (C 類型)	47

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

- 環境基準を下回る。
- 基準値を 3 dB 以上下回ることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

② 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源	規制基準 (dB)	騒音レベル (dB)
a	1.2m	事業所住宅	車両走行音	60(第 4 種)	64
A					55

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

- 敷地境界上の予測地点 (a) で規制基準を超過するが、隣接敷地境界線上 (A) では規制基準を下回る。
- 基準値を 3 dB 以上下回ることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

① 廃棄物等の保管の為の施設容量

指針の容量を確保する。(廃棄物保管容量 37.3 m³ > 指針 11.94 m³)

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量 (m ³)	合 計 (m ³)
紙製廃棄物等	1 日	5.35	11.94
金属製廃棄物等		0.18	
ガラス製廃棄物等		0.15	
プラスチック製廃棄物等		5.10	
生ゴミ等		0.79	
その他可燃性廃棄物等		0.37	

② リサイクル品（再利用対象物）保管施設

分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・オープン時や多客の予想される繁忙時には、駐車場各出入口に交通誘導員を配置して、歩行者の安全確保に努める。
- ・駐車場出入口とは別に歩行者・自転車用の出入口を設置する。
- ・駐車場出口部分には一旦停止線を標示し、出庫車両の飛び出しを抑制する。

② 防犯・防災対策への協力

- ・要請があれば駐車場を避難所として提供する等検討する。
- ・営業時間内には、青少年の溜まり場とならないよう、従業員等によって巡回を行う。
また、必要に応じて警察等の関係機関と連携をとり、防犯及び非行防止に努める。

③ 街並みづくり等への配慮

- ・兵庫県「景観の形成等に関する条例」、「屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。
- ・計画施設周辺の清掃等、街並みの美化に努める。

3 法第8条第1項の規定により稲美町から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

4 法第8条第2項の規定により稲美町の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

5 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
【兵庫県警察本部交通部交通規制課】 1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に加古川警察署長と調整されたい。 2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。 3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。 4 緑地 見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しないよう配慮されたい。 5 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。	案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、出入口付近の視距を妨げない箇所に設置し、事前に加古川警察署と調整済みです。 来退店経路及び駐車場利用の案内については、オープン時のチラシ・HP掲載等によって周知します。 開店から当分の間及び繁忙日については、必要に応じ、出入口付近に交通誘導員を配置し、安全確保に努めます。 また、開店後の状況に応じて、必要な交通誘導員を適宜配置します。 出入口付近には高木を設置しないよう計画しています。 荷さばき施設②において、営業時間中に商品搬入する際には、従業員や交通誘導員等を配置し安全誘導に努めます。	設置者の対応は妥当と判断する。
【環境整備課】 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めること。 2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。 3 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に町に相談の上、慎重に判断されたい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に町に相談します。なお、本施設では回収ボックスは設置しない予定です。	同上
【道路保全課】 1 県管理道路の改築等を行う場合は事前協議を行い、適切に許認可を得て施工されたい。 2 店舗近隣の岡交差点は主要渋滞交差点であり、開店後に岡交差点において交通量調査の実施が必要なため、道路管理者と調整されたい。	出入口の施工方法等については、加古川土木事務所と協議済みです。なお、新たに改築等を行う場合は事前協議を行い、適切に許認可を得て施工します。 岡交差点については、開業し、通常営業になれば、交通量調査を実施し、道路管理者へ報告します。	同上

【上下水道課】 1 汚水及び雨水排水処理にあたっては、町（下水道管理者）と十分調整されたい。 2 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備にあたっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。	汚水及び雨水排水処理については、町と協議済みです。 敷地内には調整池を設けませんが、外周等には雨水を浸透させる緑地を設置し、雨水の流出抑制を行います。	設置者の対応は妥当と判断する。
【総合治水課】 1 総合治水条例第 11 条により、規模が 1 ha 以上であって、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、その開発行為をあらかじめ届け出る義務があるため、加古川土木事務所と事前に協議されたい。 - 同条例第 21 条第 1 項により駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 - 同条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。	敷地内には調整池を設けませんが、外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、雨水の流出抑制を行います。また、機能の維持管理に努めます。 加古川土木事務所とは協議済みです。 本施設では、雨水貯留施設を設置する予定はありません。しかし、外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。 施設の外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。	同上
【都市政策課】 1 都市政策 施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めることとなっているので留意されたい。 誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。 また、チェック&アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。 2 緑化 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m² 以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を	高齢者等が安全かつ快適にご利用いただけるよう、施設の整備及び運営に努めます。また配慮の状況を公表するよう努めます。 福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル認定制度の活用を検討するなど誰もが利用しやすい施設整備に努めます。 環境の保全と創造に関する条例の緑化基準に従い計画しています。 なお、建築物等緑化計画届出については手続済みです。	同上

緑化しなければならない規定があるので留意されたい。 また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m²以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画図を作成し、建築確認申請前に提出されたい。 なお、緑化後の生育実態等を踏まえ、緑化基準の見直しを行い、令和6年4月1日から施行しているので留意されたい。 3 景観及び屋外広告物 本事業計画には、兵庫県景観の形成等に関する条例、兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例、兵庫県屋外広告物条例が適用される。ただし、地区計画等の区域では一部の規定の適用が除外されるため、確認されたい。 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。	兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例、兵庫県屋外広告物条例に基づく基準を遵守します。 なお、申請等の手続は終了しています。 また、兵庫県景観の形成等に関する条例については、地区計画の手続を行うため、不要であることを確認済みです。	
---	---	--

6 法第8条第4項の規定による意見（案）

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	次の留意事項を付記する。 - 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 - 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 - 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。 - 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 - 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案3

1 基本計画書の内容（提出年月日：令和7年4月28日）

名 称	（仮称）川西市東畦野一丁目計画：新築			
所 在 地	川西市東畦野一丁目 347 番ほか			
事 業 者	株式会社さとう、株式会社コメリ			
施設の用途	物品販売店（スーパーマーケット、ホームセンター）			
着工時期、開店時期	令和7年7月頃、令和8年3月頃			
店 舗 面 積	6,543 m ² （物品販売業を営む店舗 6,543 m ² ）			
施 設 面 積 （広域土地利用プログラム対象面積）	7,894 m ² （店舗面積 6,543 m ² 、階段・便所・厨房等面積 1,351 m ² ）			
延べ面積、敷地面積	7,894 m ² 、 20,213 m ²			
用途地域等	市街化調整区域			
営業時間帯	午前6時30分から翌午前0時まで			
駐 車 場	収 容 台 数	158 台	夜間利用制限	無

2 重要事項

（1）まちづくりに関する計画との整合に関する事項

県の判断	適
------	---

大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合性

- 計画地は、大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラムの「商業ゾーン以外」の地域で、床面積の上限 6,000 m²であるが、プログラムの取扱いにおいて、「市町が市町域全体のまちづくりの見地から当該土地に床面積 6,000 m²を超える施設が立地することについて支障がないと認める」ことを要件に床面積の上限を 10,000 m²としている。本施設の立地については、川西市から支障ない旨の意見を得ており、本計画の床面積は 10,000 m²を下回る 7,894 m²で計画されていることから、広域土地利用プログラムに整合している。
- 川西市都市計画マスタープランでは、市街化調整区域の緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けて一定の開発・建築を計画的に誘導することを目的とした「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画」に基づき、地区計画制度を活用して土地利用を図る地域として位置付けられており、本計画はその土地利用方針に合致したものとなっている。
- 以上により、本計画は県及び市町のまちづくりに関する計画に整合していると判断する。

(2) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

指針及び実績に基づく必要駐車台数 158 台を確保する。

【実績及び指針】

施設全体の必要駐車台数＝さとうの必要駐車台数＋コメリの必要駐車台数
＝69 台（指針）＋89 台（実績）＝158 台

〔指針式〕 さとう

$1.930 \text{ 千m}^2 \times 1,042.1 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 70.0\%$
 $\div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \times \text{平均駐車時間係数 } 0.677 \approx 69 \text{ 台}$

〔実績〕 コメリ

指針では、特別の事情により指針に定める値若しくは指針式によることが適当でない場合は、既存類似店舗のデータ等から算出することができるとされている。

本店舗は建築資材等を取り扱うため、専門性が高く客層が限定されることや、一般の小売店舗より各々の資材等の販売区画が大きく、店舗面積に比して来客数が少ないことから、特別な事情に該当すると考えられるため、指針式ではなく既存類似店舗のデータから必要駐車台数を算出する。

必要駐車台数＝

調査日の駐車場最大滞留台数×年間最多来客日レジ通過客数/調査日のレジ通過客数
×面積補正≒ 89 台

<既存店舗（コメリ）の概要>

店舗名称		かしはら 橿原店	桜井店	京丹波店	本計画
所在市		奈良県橿原市	奈良県桜井市	京都府東船井郡京丹波町	川西市
地域の 特性	店舗面積	4.554 千m ²	5.087 千m ²	4.142 千m ²	4.613 千m ²
	都市行政人口	118,674 人	54,329 人	9,928 人	148,873 人
	用途地域	第二種住居地域	第二種住居地域 準住居地域	無指定地域	市街化調整区域
駅からの距離		0.78 km	0.88 km	6.8 km	0.7 km
必要 （調査日最大滞留台数） 駐車 台数	平日	60 台（27 台）	74 台（40 台）	81 台（41 台）	81 台
	土曜	79 台（43 台）	67 台（44 台）	89 台（43 台）	89 台
	日曜	74 台（47 台）	86 台（55 台）	71 台（25 台）	86 台

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新築により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕

$6.543 \text{ 千m}^2 \times 950 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 70.0\%$
 $\div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \approx 313 \text{ 台}$

○方面別の来退店経路

商圈（店舗を中心に半径 3.0km）を 5 方面に分け、各方面別の世帯数比で 313 台/h を各経路に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
A	1,372	4.7	各 15
B	6,643	22.6	各 71
C	4,035	13.7	各 43
D	7,147	24.4	各 76
E	10,146	34.6	各 108
計	29,343	100.0	各 313

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔交差点A・B：令和6年12月15日(日)、16日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 313 台/hを加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	平 日		休 日		下線部は 経路上の車線
	現況	将来	現況	将来	
交差点A (東畦野1丁目) 平：16時台 休：8時台	0.215	0.283	0.162	0.232	
	0.140	0.147	0.125	0.131	<u>西流入左直</u>
	0.112	0.112	0.114	0.114	<u>西流入右折</u>
	0.206	0.206	0.158	0.158	<u>東流入左直</u>
	0.018	0.260	0.013	0.237	<u>東流入右折</u>
	0.113	0.311	0.048	0.262	<u>北流入左直右</u>
	0.330	0.539	0.233	0.466	<u>南流入左直右</u>
交差点B (東畦野) 平：15時台 休：8時台	0.558	0.681	0.492	0.564	
	0.220	0.361	0.197	0.366	<u>西流入左折</u>
	0.304	0.383	0.255	0.344	<u>西流入直進</u>
	0.396	0.616	0.311	0.501	<u>西流入右折</u>
	0.758	0.850	0.508	0.616	<u>東流入左直</u>
	0.081	0.089	0.145	0.159	<u>東流入右折</u>
	0.398	0.398	0.585	0.585	<u>北流入左直</u>
	0.151	0.293	0.184	0.324	<u>北流入右折</u>
	0.544	0.606	0.522	0.583	<u>南流入左直</u>
	0.178	0.178	0.360	0.360	<u>南流入右折</u>
	0.432	0.432	0.420	0.420	<u>東流入左直右 (側)</u>

ウ 駐車場出入口における右折の交通処理検討

現況交通量調査〔交差点A：令和6年12月15日(日)、16日(月)〕に、新たに発生する自動車台数各 313 台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法（OECD報告書）により評価。

駐車場出入口における来退店車両の右折に係る遅れの評価は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：道路No 2 市道 2212 号線、従道路：出入口②)

開店後	道路No 2 → 出入口②	
	平日 (8 時台)	休日 (16 時台)
交 通 容 量	1, 135	1, 175
実 交 通 量	190	190
余裕交通容量	945	985
遅れの評価	滞留しない	滞留しない

(3) 道路以外の公共施設への影響に関する事項

当該大規模集客施設の敷地からおおむね 500m以内にある公園、緑地、下水道、河川等の道路以外の公共施設に対する影響

- 計画地の周辺には、影響を与える他の公共施設はない。

(4) 景観形成に関する事項

当該大規模集客施設の立地する地域における伝統的景観、自然景観、街並みなど景観に関する配慮及び公的計画（市町の景観に関する条例、建築協定、緑化協定等）の有無

- 景観法に基づく川西市景観条例、兵庫県屋外広告物条例、新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画に係る景観基準ガイドラインに基づき、周辺の景観との調和に努めた計画とする。
- ・ 景観法に基づく川西市景観条例
協議状況：令和 7 年 7 月 9 日届出
 - ・ 兵庫県屋外広告物条例
協議状況：令和 7 年 7 月 9 日届出
 - ・ 新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画に係る景観基準ガイドライン
協議状況：令和 7 年 7 月 9 日届出

4 条例第 4 条第 1 項の規定による関係行政機関からの意見

意見内容	事業者の対応	知事の判断
<都市計画の観点からの意見> 【川西市】 本計画地は、市街化調整区域の緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けて一定の開発・建築を計画的に誘導することを目的とした「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画」に基づき、地区計画制度を活用して土地利用を図る地域であり、本計画はこれらの土地利用の方針に合致しているため支障ない。	—	—
<その他計画等に対する意見> 意見なし	—	—

【兵庫県警察本部交通部交通規制課】 1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に川西警察署長と調整されたい。 2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。 3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。 4 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。 5 緑地 見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しないよう配慮されたい。 6 前面道路の交差点改良 出店に伴い、前面道路の交差点改良が行われることから、道路の供用開始前に開店することのないよう道路管理者との情報共有に配慮されたい。	案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とするとともに、設置箇所について事前に川西警察署長と調整します。 来退店経路及び駐車場利用の案内については、折り込みチラシ・ホームページ等を使用し周知をします。 開店時から当分の間及び繁忙日等については、出入口等に交通誘導員を配置し、交通の安全を確保します。なお、開店後に周辺交差点等での交通状況に支障が生じる場合は、交通誘導員を配置して適切な誘導を行う等、対策を講じます。 営業時間内の荷さばき作業については、従業員等により車両の誘導を行い、安全に配慮します。 出入口付近の緑地については、視距を妨げない高さのものを設置します。 前面道路の交差点及び道路改良が終了した後の開店となるよう、道路管理者と情報共有を密接に行います。	事業者の対応は妥当と判断する。
【総合農政課農林水産政策班】 施設の整備により周辺農地での営農作業及び営農条件に支障が生じることのないよう配慮されたい。 なお、整備後に周辺農地において、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、当該支障除去のために措置を講じられたい。	施設の整備により周辺農地での営農作業及び営農条件に支障が生じることのないよう配慮します。 整備後に周辺農地において、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、原因を解明の上、当該店舗が起因している場合は、支障除去のために措置を講じます。	同上
【総合農政課農地管理調整班】 計画区域内に農地が存している場合、事前に、農地法に基づく手続が必要となる。農地の存否は農業委員会が管理する農地台帳でしか確認できないため、事前に川西市農業委員会宛て確認・協議されたい。 なお、施設整備に当たっては、周辺農地の営農に支障をきたすことのないよう、留	農地法に基づく手続きについて、川西市農業委員会と引き続き協議を行ってまいります。 施設整備にあたっては、周辺農地の営農に支障をきたすことのないよう、留意します。	同上

意されたい。		
【道路保全課】 宝塚土木事務所管内の道路法の許認可が必要な場合は、道路法上の必要な手続きを行われたい。	道路法の許認可が必要な場合は、事前に協議を行います。	事業者の対応は妥当と判断する。
【総合治水課】 1 総合治水条例第 11 条により、規模が 1 ha 以上であって、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、その開発行為をあらかじめ届け出る義務がある。重要調整池の設置については既に宝塚土木事務所と協議されているが、引き続き、重要調整池の工事に着手する前には着手届を提出するなど適切な手続きを行うとともに、開発行為着手当初に重要調整池を設置されたい。 2 同条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 3 同条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 4 今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、総合治水条例第 44 条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。	宝塚土木事務所との事前協議に基づき、適切に手続きを行います。 また開発行為当初に重要調整池の設置に着手します。 可能な限り芝舗装を施し、雨水排水に関する配慮を行う計画としております。 地下に雨水を貯留する設備を設置する計画です。 主要な電気設備は地盤より高い位置に設置することで、耐水機能の保持に努めます。	同上
【都市政策課】 1 都市政策 施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めなければならないこととなっているので留意されたい。	高齢者等が安全かつ快適にご利用いただけるよう、施設の整備及び運営に努めます。また配慮の状況を公表するよう努めます。	同上

誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。 また、チェック&アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。	福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル認定制度の活用を検討するなど誰もが利用しやすい施設整備に努めます。	
2 景観及び屋外広告物 本事業計画には、景観法、川西市景観条例、兵庫県屋外広告物条例が適用される。 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。	景観法、川西市景観条例、兵庫県屋外広告物条例に基づいた計画とします。また、申請等必要な手続を行います。	事業者の対応は妥当と判断する。

7 条例第4条第2項の規定による知事の意見（案）

知事の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	次の留意事項を付記する。 - 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 - 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 - 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。 - 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来店者に安全運転を周知するとともに、学校や教育委員会との協議に基づき通学路注意の看板の設置など歩行者等の安全な通行の確保に努めること。 - 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 - 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。特に、壁面の緑化部分について生育を確実なものとするため、採用する仕様等を十分検討すること。 - 屋外照明、広告物照明等の適切な配置及び運用に配慮するなど、周辺地域の営農環境に与える影響の軽減に努めること。